

一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト（以下「本会」という。）定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用の弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

- 2 この規程において、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。
- 3 報酬と前項の費用は、明確に区分する。

(報酬等の区分及び報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、報酬を支給することができる。

- (1) 代表理事については、報酬を支給することができる。
- (2) 理事については、報酬を支給することができる。
- (3) 監事については、報酬を支給することができる。

(報酬の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、次のように定める。

- (1) 代表理事の報酬については、別表1に定める金額の範囲内とする。
- (2) 理事の報酬については、別表2に定める金額の範囲内とする。
- (3) 前条第3号に定める監事の報酬については、別表3に定める金額の範囲内とする。

(報酬の支給方法及び形態)

第5条 代表理事に対する報酬の支給方法及び形態については、本会職員の給与の例による。

- 2 理事、監事に対する報酬の支給方法については、会議出席等の支給事由が生じたつど、遅滞なく、本人の指定する金融機関口座への振り込みによって行うものとする。
- 3 報酬は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第6条 役員等には職務の遂行にあたり、費用を弁償することができる。

- 2 前項に定める費用については、実際の職務の遂行に要した実額とする。

(報酬の算定)

第7条 新たに代表理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 新たに理事に就任した者には、その日から報酬を支給することができる。

(公表)

第8条 本会は、この規程を公表するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

(委任)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月12日から施行する。

別表1

役職名	報酬の額
代表理事	月額 20万円以内

別表2

役職名	報酬の額
理事	日額 2万円以内

別表3

役職名	報酬の額
監事	日額 2万円以内